

競争ルールの検証に関するWG（第50回）

1 日時 令和5年12月22日（金） 16:00～17:31

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○ヒアリング対象者

一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業
協会、クアルコムジャパン合同会社、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

○総務省

木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化
推進室長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。今日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ、第50回会合を開催いたします。

本日、西村暢史構成員が所用のため御欠席という御連絡をいただいております。

なお、本日の会議はオンライン会議による開催とさせていただきます。

まずは議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。なお、関係者ヒアリングにおいて、これまでの通常の会合とは異なり、チャット欄は構成員の皆様、事務局に加え、ヒアリングに御参加いただいております関係者の方々からも御覧いただけますので、御留意願います。その他の傍聴者の方からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合にも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は関係者ヒアリングを予定しております。4団体からヒアリングをする予定でありまして、最初に一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会様、2番目に一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会様、3番目にクアルコムジャパン合同会社様、4番目に一般社団法人リユースモバイル・ジャパン様、この4団体へのヒアリングを行いたいと思います。

まず、ヒアリングの進め方について事務局から簡単に御説明をいただき、その後、ヒアリングに移りたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日の関係者ヒアリングについて説明します。資料50-1を御覧ください。

1ページ目を御覧ください。本ワーキンググループにおける検討の進め方でございます。本スライドは第49回会議で事務局が説明した資料とほぼ同じ内容となっております。今回の検討に当たっては、モバイル市場競争促進プランを踏まえ、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策、モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえ、競争を一層促進させるための実効性の高い対策、その他について検討いただくこととなっております。第49回では、MNO、MVNOへのヒアリングを実施しましたので、本日は販売代理店、端末関係者等にヒアリングを行うこととしております。

2ページ目を御覧ください。本日のヒアリングの進め方です。本日は一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、クアルコムジャパン合同会社、一般社団法人リユースモバイル・ジャパンへのヒアリングを行います。説明時間は各社10分としており、4社連続で説明していただいた後に、まとめて質疑を行うこととしております。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続いてヒアリングに移りたいと存じます。まずは、一般社団法人全国携帯電話

販売代理店協会、専務理事の俣野様から御説明をいただきたいと思います。それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【全携協】 全携協の俣野でございます。このたび、説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、資料の50-2に基づいて説明をさせていただきます。まず、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策というところについて、御説明を申し上げます。

4ページを開いていただければと思います。キャリアショップは残価設定プログラムによる2年後の端末の回収、また端末購入時の値引きやポイントを対象とした端末の下取りを行っています。そして、回収した端末を活用して、端末保証サービスの提供も行っております。修理はメーカーへ依頼する窓口を担ってまいりまして、中古販売は主にはキャリアによるオンライン販売が中心ということではありますけれども、一部店舗において店頭販売も行っております。このように、端末の循環においても中心的な役割を担っていると自負をしております。

5ページでございます。端末市場の更なる活性化のための対策というところで、総務省さんが課題として挙げられたのは、端末価格の高騰に対する対策としての中古流通促進ということであったと認識しております。確かに、年々高機能化になりまして、これに伴って端末価格の高騰と物価高も相まって、足元の販売台数は急減傾向ということでございます。そのような状況の中で、27日の割引上限規制見直しということで、端末の市場価格が上昇しまして、販売台数はより減少すると予想しております。そこで、全携協は端末市場の活性化のために、中古端末のほかにも新品の低価格帯の活性化というものもあるのではないかと考えております。

6ページを御覧ください。総務省さんが第48回ワーキングで提示されました、価格帯別の販売シェアをお示しいたしました。2万円以下の廉価端末は、それ自体があまり発売されていませぬので、低い数値でございます。4万円未満の低価格帯の端末は、3割程度のお客様に支持されているということが分かります。この価格帯は、前のページにある出荷台数に当てはめてみますと棒グラフのとおりでございます。760万から1,000万台の市場規模でございます。そして御承知のとおり、今回、割引上限規制は、報告書案の段階では割引上限を一律4万円に見直すという予定でしたので、廉価端末の定義も4万円になるはずではなかったかと思っております。

パブコメを経まして、割引上限規制は2万円から4万円と幅を持たせることになりました

たので、廉価端末の定義は、割引上限の最低額である2万円に据え置かれたと認識しております。この定義について、11月2日、閣議決定をされた、物価高により厳しい状況にある生活者、事業者への支援という、この論点に焦点を当ててみますと、この廉価端末の定義を4万円まで広げれば、より迅速かつ大きな効果が期待できるのではないかと考えております。

ただ、ここでは分かりやすく4万円以下の端末というふうにしたのですが、その上の価格帯の4万円から6万円との端末の売価の格差が起らないように、3万円以下という定義でもよいかとは思いますが、価格上昇によるマーケットの急速な冷え込みを懸念しておりますので、できるだけ機動的かつ健全な販促活動などができればと考えております。

次に、7ページを御覧ください。こちらは、第49回のワーキングでドコモ様がお示しになられた資料を、勝手ながら引用させていただきました。中古市場の活性化のためにはミドルレンジ・ハイエンド端末の流通活性化と、端末の回収率向上が目指せる残価設定プログラムが、仕組みとして最適と考えております。

8ページ目でございます。8ページ目は、不良在庫ルールの見直しの必要性について書かせていただいております。右上にありますとおり、端末の価格というものは経年で低下いたします。最後は1円になるのが一般的であると思いますが、しかしながら最終調達を2年経過しても50%しか価格が下げられず、さらに製造中止になって24か月経過後、8割まで値引きが許されておりますけれども、市場の経年の価値低下とはマッチしていないと認識しております。

現行制度では善悪は別として白ロム割ができるという環境下でしたので、これを利用して市場価格に見合った値づけもできたというものでしょうけれども、新ルールではここが置き去りにされているというような印象でございます。最終的な在庫は消費者に近い販売代理店の倉庫にストックされておりますので、利益率は数%と極めて低い代理店のリスクとしては、これは大き過ぎるかと考えております。また、金利に関しましても、今後その上昇でリスクが拡大するという可能性がございます。この点、全携協からも折に触れてデータの提供を行ってまいりたいと思っておりますので、早期の見直しを御検討いただきたいと、お願いをするものでございます。

2点目の論点でございます。9ページでございますが、競争を一層促進させるための実効性の高い対策ということについてございまして、10ページに移っていただければと思

います。表題に記載のとおり、全携協からは競争促進に対する提案ということではなく、競争促進を議論する際に御留意いただきたい点ということについて、一言申し上げたいと思います。

白ロム廉価販売による、2021から2022年度のキャリア間のP I競争は、転売ヤーや手配師を跋扈させまして、公正取引委員会も緊急実態調査を行うほどの過度な競争が行われたと言えると思います。私たち販売代理店は、高いP I目標の達成に向けて、出張販売や、一部のキャリアさんにおいては自腹値引きということで、苦しい経営を強いられる厳しい時代でございました。図表は39回ワーキングでも発表いたしました資料のアップデート版になりますけれども、この2年は過度なキャッシュバックが社会問題化して、全携協が設立されることになりました2013年度よりも明らかに不健全だった、このように思います。

一方で、11ページ目でございますけれども、これは48回の総務省さんの資料でございます。御覧のとおり、今御説明したような市場の異常性があまり伝わらないのではないかと考えております。全携協では2021年から2022年度のようなことが繰り返されないように、新規やP Iの競争が過度に行われていないかを定点観測できる仕組みが必要だと思っております。具体的には、第44回ワーキングでも御提案を申し上げましたが、機種変更の件数の報告規則に加えて、新規・MNPと機種変更のバランスを定点観測していただければと思います。

音声契約は既に1億6,000万と人口を超えて普及していますので、市場は圧倒的に機種変更の需要のほうが高いはずということでございますけれども、販売実態はそうはなっているか、機種変更を希望するお客様への意思をねじ曲げて価格で新規に誘導してはいないかということ、データで検証すべきではないかと思っております。また、最近では物価高もあるため、SIMのみの新規がかなり増加傾向にございます。この要因はまだまだ判然としないところもございますけれども、データがないと仮説も立てにくいということもございまして、SIMのみの契約がどの程度伸びているのかも定点観測したほうがよいと感じております。

最後でございますが、12ページを御覧ください。これらはコロナ禍のような営業自粛期間においても私たちは営業を継続しなければならないことを改めて認識して、通信という社会インフラを担うエッセンシャルワーカーであるという意識を高めたときに、プレゼンをさせていただいた資料の抜粋でございます。キャリア同士、売価だけではなくて質の競争

へとシフトして、私たちキャリアショップも地域のデジタル化推進拠点としてお客さま一人一人に寄り添える世界、この省令改正を契機に改めてそのような時代に向かうというよう、関係者の皆様に御協力をお願いいたしまして、私からの説明を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

【新美主査】 俣野さん、どうもありがとうございました。

ただいまの説明について御質問があろうかと存じますが、質問の時間は各社の発表の全てが終わってから用意いたしますので、そこでまとめて行っていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会の専務理事、石井様と、それから事業推進部長兼ワイヤレスビジネス委員会事務局の芦原様から、御説明をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【CIAJ】 私、情報通信ネットワーク産業協会の芦原と申します。本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

1 ページ目をお願ひします。総務省さんにはモバイル市場競争プランを策定され、携帯電話の割引上限の見直しや白ロム割りの規制等など、公平な競争環境の整備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

2 ページ目をお願ひいたします。こちらは国内通信機器の市場動向になります。まず、図表の説明をさせていただきます。下に棒グラフで青い棒とオレンジの棒があるかと思ひますが、青い棒については国内の通信機器市場、オレンジのものは輸出となっております。その上に黒い折れ線グラフと赤い折れ線グラフがあります。黒い折れ線グラフは国内携帯電話のシェアとなっております。赤い折れ線グラフは携帯電話以外の通信機器のシェアということになっておりますので、御確認をお願ひします。

2023年度の需要予測としましては、通信機器の需要総額としては4兆2,000億円で、前年比2.6%増ということになっております。モバイル通信端末については2兆7,000億強で、こちらについては前年度比10.2%増で、大幅に上昇しているところでございます。一方、端末の価格が上昇したことによって需要総額が増加したと思われ、端末の台数については残念ながら減少方向というのが実態でございます。国内メーカーの状況としましては、円安、部材高騰などの影響を受けまして、事業縮小や撤退ということで、こちらに14%と書いてありますけれども、2023年度はさらに悪化する方向と考えております。

3 ページ目をお願ひいたします。こちらは国内の5G基地局の需要動向になります。左側

の図表になります。こちらは通信機器の需要実績で、2000年から2021年度までの実績でございます。赤い折れ線グラフですけれども、これは基地局の需要状況になりまして、3G、LTE、5G、それぞれ10年ごとに大きく需要が変動するという状況になっております。右のグラフを見ていただきますと、これは直近の2020年度から2023年度までの基地局の出荷推移になっております。従来ですと、3GやLTEと同様に今後伸びていくと考えているところでもございましたけれども、5Gの状況としましては2021年を境に減少傾向となっております。

4ページ目をお願いいたします。こちらはモバイル端末の動向で、左側の棒グラフについては総務省様の資料になりますけれども、それぞれ携帯会社3社の価格帯の推移になります。それぞれ30%から20%、ここ2年間のうちに上昇しているというのが実態でございます。また、右の図を見ていただきますと、これは国内のメーカーの携帯電話の出荷状況になります。こちらを見ますとよく分かりますとおり、2021年から2022年、2023年の毎月の出荷台数を示しておりますけれども、国内メーカーの出荷台数は年々下がってきております。

次のページ、5ページをお願いいたします。日本のブロードバンドのインターネットの実効速度で、日本では5Gネットワークの環境整備が進み、2022年度末時点で5Gの人口カバー率は96.6%で、世界に先駆けて広くカバーされております。一方、下のインターネット実効速度、これは皆様がよく使っているスピードテストのインターネットの実効速度を計るサイトになります。左側がモバイルブロードバンド、右側が固定のブロードバンドになります。こちらを見ますと、日本のモバイルブロードバンドというのは残念ながら、中国、韓国、米国、その他含めてかなり低い位置にあるというところでございます。

注目していただきたいのは、ダウンロードスピードもそうですけれども、遅延も他の国と比べるとかなり低いということです。日本では4Gの電波帯の5Gへの転用が進んだことで、5Gの特徴を生かすSub 6、ミリ波の投資が進まず、日本モバイルブロードバンドの実行速度は伸びてないというのが実態でございます。そういう意味では、5Gの特徴を多くの国民が実感できていないというのが、こういったところで見えるのかと思っております。

次、6ページをお願いいたします。これまで述べたとおり、国民共通の資源である電波の有効利用が進まず、このままメーカーの出荷が落ちていきますと、国内メーカーが淘汰され、端末技術・無線技術が衰退していくことになってしまうのではないかと危惧しております。世界をリードする情報通信技術で日本の少子高齢化等の社会課題を解決するためには、日

本の国内に根差した国内メーカーの生き残りが必要ではないかと思っております。

右下は古い資料になりますけれども、2005年と2020年の財務省の貿易統計から出したものです。ICT、例えば通信機器、あとは電子計算機等を含めると、日本はICT財やサービスが年々、輸入超過となっており、先ほど述べたように、日本メーカーの生き残り図らないと将来日本としても立ち行かなくなっていくのではないかと考えております。

7ページをお願いいたします。こちらが今回のヒアリング内容になります。

8ページをお願いいたします。まず、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策ということで、1点目がユーザーに分かりやすい携帯端末ということで、従来、メーカーごとにCPUとかメモリーとかいった性能を出してはいますが、ユーザー目線での性能を販売時に開示して、例えば電池の持ちだとか経年劣化とか、そういったところを見ながらユーザーが選べるようにしていったほうがいいのではないかと考えております。

2つ目が、SIMフリー市場の普及拡大で、こちらは、メーカーとしてはあらゆる販路の拡大を考えております。SIMフリー市場も今現在ラインナップが少ないというところがありまして、こういったところを強化することによって機器の販売を増やせるのでないか、または現在、SIMフリー市場におきましてはミリ波対応の端末がなく、SIMフリー端末もラインナップに必要ではないかと思っております。そのために端末メーカーへの何か支援等があれば、この辺のSIMフリー市場の普及推進が進むのではないかと考えております。

3点目が中古市場の健全な発展、こちらについてもCertified品のラインナップが現状少ないということがありますので、そういったラインナップの拡充や流通経路の拡大が必要ではないかと思っております。そのためには、メーカーとしては中古修理部品、OSのアップデートとのメーカーの負担がだんだん増えていくことも予想されますので、その費用回収の仕組みというの今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、ミリ波対応端末の普及促進では、皆さん御存じのように、ミリ波端末が高価格帯の端末に限られているということありまして、なかなかミリ波が普及しないというのが実情でございます。現在、割引額4万円ということになっておりますけれども、ミリ波端末の普及促進をするためにも割引額4万円を超えた更なる割引も検討してもよいのではないかとこの意見でございます。

9ページをお願いいたします。モバイル市場の競争促進に対する対策です。こちらはユーザーに分かりやすい通信サービスとして、先ほど実行速度とか説明しましたが、実際にユーザーがどこの通信サービスがどれぐらいの速度が出るのか、どれぐらいの遅延なの

か、またSub 6、ミリ波、地域ごとに施設状況を見える化して、ユーザーが通信サービスを適切に選べるような仕組みが必要ではないかと思っております。

2点目がモバイルネットワーク仕様の共通化、これはすぐには難しいとは思いますが、MNOキャリアの独自仕様、またはSIMフリーの仕様、そういったところを共通化していかないと、最終的にはMNOとMVNOの競争促進というところではなかなか難しいと考えます。将来、ネットワークにつながる自動車、または産業、機械、ロボット、多種多様な端末が出てきた場合に、そういったモバイルネットワーク仕様の共通化が重要になってくるのではないかと考えています。こういったところも将来的には、6Gの時代になるかもしれませんけれども、検討する必要があるのではないかと考えています。

最後になりますけれども、戦略分野である情報通信インフラの国内投資の促進です。5Gの特徴であるSub 6、ミリ波等の国内投資が現在あまり進んでいないということがありますので、そういった最先端の投資については何らかの政府の支援策が必要ではないかと考えております。

情報通信機器は、先ほどの輸出入を見ていただきますとほとんどが輸入に頼っているというところではあります。近年、半導体等では国内生産等も議論されております。通信機器においても、情報通信インフラがSociety 5.0を実現する重要なインフラとなっておりますので、そういった国内投資を促すための政策も必要ではないかと考えております。

10ページをお願いいたします。これはまとめになります。引き続き公平な競争整備を推進いただくとともに、日本が世界に後れを取らないよう、デジタル基盤である情報通信分野の発展にも配慮した制度設計を引き続き、御検討いただければと思います。説明は以上になります。

【新美主査】 どうも、御説明ありがとうございました。

それでは、続きましてクアルコムジャパン合同会社、政策渉外本部長の篠澤様から御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【クアルコム】 御紹介ありがとうございます。クアルコム政策渉外担当の篠澤と申します。本日は説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。当社は通信技術のリーダーカンパニーとしまして、最先端の技術を半導体、ソフトウェア、ライセンスといった形で広くパートナーの企業の皆様にお使いいただき、魅力的な製品、サービスをお届けするというテクノロジーインフラとしての事業展開をしております。代表的な事例がスマート

フォンで多くの方にお使いいただいているかと思えます。本日はそのような観点から、特にミリ波に着目いたしました御説明をさせていただきたいと思えます。

ページをおめくりください。まず、ガイドラインの改正案に関しまして、当社で以下の意見をパブコメに提出させていただいております。公正な競争促進し、健全な市場の発展を目指す政府のイニシアチブに対して、感謝を申し上げます。また、私どもの基本的な立場としましては、本来的には端末販売に関する規制というのは不要であり、市場にお任せいただくべきであると考えておりますが、ルールなしに公正な競争が難しくなっているという現状を鑑み、今般の規制の改正に関しまして、賛成をしております。

一方で、今回のような厳格なルールが存在するような状況では、潜脱行為が登場することは市場の健全な発展を阻害する要因になると考えております。また、厳しい罰則規定がない状況では、やった者勝ちになってしまうということを懸念しております。そのような潜脱行為が登場することを予防するための罰則規定、あるいはそれに相当する措置が定められることが望ましいと考えております。ぜひとも御検討いただきたく存じます。

次のページをお願いいたします。その上で、今般のワーキンググループにおける議題に関しまして、当社の現状認識と御提案の内容を、総論として最初に御説明させていただきます。5Gが真に持つポテンシャルをフルに発揮し、利用者が日常生活やビジネス等においてその恩恵を十分に享受するためには、ミリ波などの最先端技術に対応するネットワーク、端末、そしてサービスが三位一体で普及していくということが必要不可欠となっております。しかしながら、ミリ波対応端末は、2022年には端末市場の4.2%、2023年には4.5%程度、これは推測ですけれども、にとどまっているというデータが示すとおり、普及が進んでおりません。

また、対応端末の機種数についても高価格帯に集中したままとなっており、ミッドティアのようなレンジにも拡大していくべく努力をしておりますけれども、実態は横ばい、あるいは逆のトレンドが出始めているという状況です。この結果、利用者にとって最先端技術を搭載した端末の選択肢が限定的なものとなってしまっております。トラフィックについても、ミリ波が占める割合は限りなくゼロに近いというデータが総務省より示されておりまして、通信事業者に割り当てられている周波数の半分以上を占めるミリ波が全く有効に利用されていない状況が続いています。さらに、このまま何も対策をとらない状況が続けば、ミリ波、そして5Gのマーケットは非常に厳しい状況になっていくものと認識しております。

このような状況を受け、ミリ波対応端末への割引上限規制の更なる緩和を図ることにつ

いて、ぜひとも御検討いただきたく存じます。端末価格が部材費等の高騰や円安等の様々な要因を受け上昇傾向にある中、上限規制が2万円から4万円に緩和をされますが、最先端技術が搭載される高価格帯端末にとっては十分な割引とは言えません。ミリ波対応端末を対象に割引価格が緩和されることで、ラインナップの更なる拡充、利用者にとっての選択肢の多様化が図られることなどが期待されます。これにより健全な競争がより活性化され、新たなイノベーションへとつながるといふ正のスパイラルを生み出す効果が一定程度期待できると考えてございます。

以下、データ等に基づく御紹介をさせていただきます。次のページをお願いいたします。移動通信は10年ごとに規格が飛躍し、音声サービスだけであったものがデータ通信、モバイルブロードバンド、そしてあらゆるサービスが提供される統合プラットフォームである5Gへと発展してきました。クアルコムはこのような通信技術の発展にこれまで大きく貢献してまいりました。

次のページをお願いいたします。この中で、ミリ波は真の5Gエクスペリエンスを利用者へ提供するための鍵となるテクノロジーであると位置づけられております。

次のページをお願いいたします。そしてこの5Gは大容量、高信頼、低遅延などの重要なキーワードにおいて、大きな特徴を有しているものとなっております。中でも大容量というキーワードに関しては、ミリ波を利用することが重要な鍵となっております。

次のページをお願いします。このような特徴が、周波数資源の状況に起因する点でもあります。事務局から御紹介があったように、日本においても通信事業者様に割り当てられている周波数の半分以上がミリ波です。また、周波数資源として利用可能な帯域幅については、4Gで利用可能な帯域幅の最大2.5倍となり、その中でもミリ波が占める役割が非常に大きいということがお分かりになっていただけるかと思えます。

次のページをお願いいたします。そして、トラフィックの需要が毎年著しく伸びていく一方で、それを賄う周波数には限りがあり、ミリ波を有効に活用していくことが今後の市場の成長には必要不可欠です。こちらのグラフは米国での事例となりますが、2026年にはトラフィックはSub 6のキャパシティを超え、以降はミリ波で多くをカバーしていくことが必須になっているということが示されております。

次のページをお願いいたします。ミリ波を活用することで、その大容量、高信頼、低遅延の特性を生かした、利用者のニーズを満たすような多様なアプリケーションを様々な場所で、またあらゆる時間帯において提供することが可能となってまいります。

2ページ先をお願いいたします。そちらでお願いいたします。これに対して、実際の市況に関するデータを御紹介させていただきます。まず、端末販売台数の推移についてでございます。2019年にマーケットの需要が落ちた後、コロナ禍のオンライン需要により2021年には約3,700万台に達しました。しかし、また減少傾向に転じておりました、2023年は過去最低の3,000万台となる見込みでございます。価格帯についてはPremium、High tierの割合が継続して低下しており、2019年には両者で全体の55%を占めていたものが、現在は44.3%となっております。この傾向は、新たな規制の影響を受け、継続するものと受け止めております。

次のページをお願いいたします。さらに、ミリ波搭載端末に関するデータをこちらで御紹介いたします。昨年は、ミリ波搭載端末の販売台数は約143万台弱であったものが、今年は135万台程度になるという推定結果となっております。マーケット全体が縮小している影響はありますけれども、販売台数の割合を見ていただくとお分かりになるとおり、全体の4.5%にすぎず、88%というSub6のみの5G端末と比較しますと、マーケットの存在感は極めて限定的な状況にとどまっております。これに対して米国ではミリ波搭載端末が68%に達しているという状況と比較しますと、日本のマーケットの状況がいかに厳しいかという点を御理解いただけるかと存じます。なお、昨年は、日本では約4.2%という数値でございましたので、この点からも全く成長していないということが数値に表れております。

次のページをお願いいたします。各通信事業者様のスマートフォンのラインナップとなります。こちらで3社様、次のページにもう1社様のラインナップを掲載させていただいておりますけれども、特に日本ベンダーを中心にミリ波搭載端末、図の中では濃い青色といたしますか少し濃い紫色で表示をさせていただいておりますけれども、このようなラインナップは特に日本ベンダーを中心に多大な努力を進めていただいております、ラインナップの状況は一番右が最新のものとなりますけれども、横ばいあるいは一部縮小傾向が出ていくというような状況となっております。

また、日本の日本ベンダーの一部が市場の寡占化の影響を受け事業縮小のアナウンス等がなされているというのは、先ほどCIAJ様からも御紹介があったとおりの状況となっております。このような状態が示しているとおりに、効果的な対策を数多く講じていかないと、日本において5Gの真のポテンシャルを享受することが可能となるミリ波等を利用した環境の構築は、極めて困難になっていくのではないかというのが現状となっております。

す。市場の健全な競争を促す政策についての御検討を、ぜひともお願いいたします。当社からの御説明は以上となります。ありがとうございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして一般社団法人リユースモバイル・ジャパンの理事長、有馬様と、公共政策委員長の粟津様から御説明をいただきたいと思えます。どうぞ、よろしく願います。

【RMJ】 リユースモバイル・ジャパンの有馬でございます。本日は、関係者ヒアリングにて御説明機会をいただき、誠にありがとうございます。それでは、資料に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目でございます。RMJは2017年3月に任意団体として設立し、その後2020年4月に一般社団法人化を行い、安心して安全な中古端末市場の発展に資することを目的として活動しております。主な活動実績として、リユースモバイルガイドラインの策定・公表や事業者認証制度の構築・運営を行ってまいりました。現在、正会員19社、賛助会員11社、計30社となっております。

2ページ目をお願いします。中古端末市場につきまして、MM総研の発表では、2019年事業法改正以降、中古スマートフォンの販売台数が4年連続で過去最高を更新し、2022年度は234万台に成長、2023年度末においては257万台に到達すると予測されています。

次のページをお願いします。RMJ正会員から集計した2023年4月から9月までのデータです。会員企業が運営しておりますリユースモバイルを扱う店舗は、9月末時点で1,910店舗となっております。こちらは昨対でプラス41店舗という形でございます。買取り台数につきましては、1クォーター、2クォーター合わせましての期間合計が約114.5万台と前期比で149.5%、販売実績につきましては期間合計が115.9万台ということで、こちらも前期比152.7%ということで、非常に大きく成長しているというところでございます。

次のページをお願いします。リユースモバイル事業者認証取得事業者は現在6社でございます。御覧の企業が認証事業者となっております。

次のページをお願いいたします。こちら今から、ヒアリングテーマでございます中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策ということで、業界課題についてとリユースモバイルガイドラインについてという形で説明をさせていただきます。こちら、業界課題に

つきましては特に重要な課題となる分野でございますので、RMJ理事公共政策委員長の栗津から御説明させていただきます。それでは栗津さん、お願いします。

【RMJ】 栗津でございます。それでは、よろしく願いいたします。スライドをおめくりいただきまして、7ページをお願いします。業界課題についてRMJ内でアンケートをとりました。MNOによるリユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置やSIMロック解除の確認方法の簡素化などの多くの課題の中で、最大の対処すべき項目として挙げたのが、ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しでした。

スライド8をお願いします。ネットワーク利用制限の在り方は、中古端末市場の発展に対する大きな阻害要因になっております。

次のページをお願いします。現在のネットワーク利用制限の適用基準を表にまとめました。ほぼ3キャリアで同様な対応がとられております。盗難・犯罪、不正契約、補償サービスなどの中で、消費者の不安が特に大きいのが債務不履行への対応です。代金債務、分割支払金や端末割引に伴う違約金等の債務を含む履行がなされていない、またはそのおそれが高い携帯電話機は、次のページをお願いします、下部赤枠のようにネットワーク利用制限サイトの確認結果表示は三角になります。今後、未払いや不正契約、不正利用などが判明しますと利用制限の対象になる可能性がございます。ネットワーク利用制限問題でのポイントは、三角の表示が出る分割契約対象の端末でございます。

11ページをお願いします。さらに深掘りいたします。ネットワーク利用制限の課題のポイントは分割支払金、実は大手3キャリア契約の70%以上の方が分割購入のため、三角状態でございます。

次のページをお願いします。現在、私ども中古業者は、ネットワーク利用制限対象になる可能性がある三角端末は、減額買取りまたは買取り不可にしております。それはなぜか。三角端末はバツ、ネットワーク利用制限にかかる可能性があるからでございます。現行の適用ルールと表示内容では対応に限界があり、リユースモバイル端末を購入した消費者がリスクを負う仕組みになってしまっています。RMJが策定いたしましたリユースモバイルガイドラインには、バツになった場合、消費者保護のため例外なく保証、交換・返金することを定めております。

次のページをお願いします。RMJが消費者保護のため例外なく保証した数をまとめました。左上を御覧ください。2020年度は約7,000件ものネットワーク利用制限が発生。2023年度は上半期を終えまして、既に昨年を上回るペースの約4,000件、RM

J内では廃止または見直しを求める声が95%にも上っております。他業界では、このような類似事例を探しましたが見つかりませんでした。モバイル通信事業だけの特殊事例の可能性が高いことが、改めて明らかになりました。

次のページをお願いします。ネットワーク利用制限により一次利用者も二次利用者も大きな不利益を受けております。具体的には、一次流通時では査定額が減額される、買取り拒否される。二次流通時ではネットワーク利用制限がバツになってしまうと、突然、スマホが利用できなくなってしまいます。善意の第三者にリスクを負わせる仕組みになっています。お客様からRMJ会員企業に来ているクレームの一例を御紹介いたします。

突然つながらなくなるので、原因が分からず困っています。特に変わったことをした覚えはありませんが、昨日までは普通に使用できていました。どうすればよろしいのでしょうか。赤ロムの解除はできないのでしょうか。日常生活に支障を来しております。大至急、対応いただけませんか。

RMJ会員だけでも年間8,000件のこのような被害が出ております。全国に換算いたしますと、もっともっと被害があるはずでございます。日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進に向け、このような制限を廃止し、消費者保護を第一として、ユーザーファーストを推進すべきと考えます。

以上、有馬さん、お願いします。

【RMJ】 それでは、再び有馬から御説明させていただきます。

最後に、リユースモバイルガイドラインについて御説明いたします。16ページをお願いいたします。日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プランに連携した、より安心して安全なリユースモバイル市場の更なる発展に向けて、リユースモバイルガイドラインを改版いたします。推進体制は御覧のとおりです。

次のページ、お願いいたします。スケジュールにつきましては、昨日、21日にキックオフを済ませまして、2024年4月をリリース日として目指して検討を進めてまいります。ガイドライン検討会の構成員はRMJの理事、幹事企業に一般社団法人携帯端末登録修理業協議会、MR R様から有志企業を加えまして、あと最後にオブザーバーに総務省様をお迎えして推進していきます。

次のページをお願いいたします。今回、ガイドラインを見直すべき項目というところで、主にマイナンバー機能スマホ搭載に関連した対応項目の追加や、消費者が不安視されるデータ消去、バッテリー状態に関する項目を重点的に、最新の状況であるかどうかなどを確認

した上で、必要に応じてガイドラインのアップデートをしていきます。その他、新たな検討・取組といたしまして、現在、非常時における事業者間ローミングなどに関する検討会の進捗に応じまして、中古端末事業者視点で、端末の機能などの御案内の折にそういった情報をガイドの中でどのように反映していけるかなども、検討を進めてまいりたいと考えております。

次のページ、お願いします。こちらが、ガイドラインの改版検討に当たりまして、候補として挙がっているような事項でございます。先ほど申し上げた項目以外にも、現状のガイドラインと点検を進めながら、必要に応じて検討項目、改版項目というのは追加対応していく所存でございます。

20ページをお願いいたします。RMJは日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プランへの対応を推進し、消費者にとって分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現と、安全に安心して取引できるリユースモバイル市場の形成と発展を目指してまいります。以上、ありがとうございました。

【新美主査】 どうも、御説明ありがとうございました。

ただいま4団体様からの御説明をいただきました。これらについて御質問のある方は、チャット欄で御合図いただければ、御指名させていただきます。どうぞ、御発言よろしく願います。

それでは、最初に西村真由美さん、御発言お願いします。

【西村（真）構成員】 全消協の西村です。皆様、御説明どうもありがとうございます。私からは、中古端末の流通促進という観点で、下取りの話全携協さんとRMJさん、2社にお伺いしたいと思っています。

郵送での査定、店舗での持込みでの査定、両方あると思いますが、査定額に納得がいかないというお客様に対して、キャンセルに応じていらっしゃいますかという御質問です。恐らく、キャリアショップの下取りプランではキャンセルに応じていないと思われそうですが、そういった場合のお客様対応でいろいろ苦勞していらっしゃることはありませんか、教えてください。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、全携協さん、それからRMJさんの順序で、ただいまの質問についてお答えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【全携協】 全携協、俣野でございます。キャリアショップの店頭ではキャリアさんの定められたルールに基づいてオペレーションするという事になっておりまして、査定につ

きましてあらかじめ決められたルールに基づいて受け取っておりますので、当然、店頭へお越しいただきますとそれを納得いただいた上で下取りをするということになっております。郵送のときについては、その辺りが分からないままに郵送されて、いやキャンセルできないのは問題だというようなことも、課題としては挙げてございます。この辺りにつきましては、キャリアさんと相談の上、対応していかざるを得ない。我々独自の判断では一切、何らの動きもできていないということでございますので、状態としては今のようなことで御説明をさせていただきます。答えになっておりますでしょうか。

【新美主査】 ありがとうございます。続いてRMJさんにお答えいただいて、あと西村さんに再度、投げかけます。それではRMJさん、よろしく願います。

【RMJ】 RMJ有馬でございます。御質問ありがとうございます。RMJでは対面、非対面、両方の買取りという形の展開を行っております。対面につきましては、こちらは当然ながら店頭で買取り金額に御納得いただけない場合につきましてはその場でキャンセルと、申込みを取り消すということができております。

非対面方式につきましても、まずインターネットなどで簡易的に査定金額が表示されるような仕組みを出しております、まずお客様はあらかじめ御自分の端末状態から参考価格というのを確認してから、郵送なりで端末を送っていただきます。受け取りましたRMJ側、会員企業におきましては、端末の査定結果をまた改めましてお客様へ御通知します。この段階で、インターネット上に表示されました事前価格と同一であれば、当然ながら手続は進んでまいりますし、もし査定結果、金額が合わなかったという場合につきましても、事前にお知らせした上で、お客様の御同意があれば減額した金額で買い取りいたしますし、御同意いただけない場合につきましてはキャンセルとしてお受けして、端末を御返送するという段取りを行っております。以上、回答を申し上げます。

【新美主査】 ありがとうございます。西村さん、今の回答でよろしいでしょうか。

【西村（真）構成員】 査定額に納得がいかない時の流れとしては、一般的なRMJさんの回答が納得できるかと、消費者としては思っています。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続いて長田さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。まず、CIAJさんとクアルコムさんが、ミリ波端末への割引の上限額を4万円より上にしてほしいということをおっしゃっていたと思うんですけども、その資金は誰が負担することを考えておられますかという

ことは、質問をしたいと思っています。それから、RMJさんがおっしゃっていたネットワーク利用制限につきましては、非常に深刻な問題だと思います。中古端末を購入した方にとっては、こういうことになるということは非常に危険な場合もあると思いますし、何とかこれを避ける方法をキャリアの皆さんに真剣に考えていただいて、まるで全く責任のない中古端末の購入者をこういう目に遭わせないような仕組みをぜひ、考えていっていただきたいと思っています。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、RMJについては会議全体の問題ですので、個別に質問はCIAJさんとクアルコムさんに、ミリ波端末について一定の措置を認めるとした場合、費用は誰が負担するのかという御質問ですが、まずCIAJさんからこの点について、お答えいただけたらと思います。

【CIAJ】 5Gの機能をフルに使えるのはミリ波端末ですので、日本でこのままミリ波が普及しなければ他国に遅れをとるというところがあります。こちらについては上限4万円を見直して更なる割引というのをお願いしたということです。費用については、従来の4万円の割引と同等の資金負担になると考えております。それで回答、よろしいですかね。

【新美主査】 それは後でまた長田さんに聞くとして、続いてクアルコムさんどうぞ、お答えいただけたらと思います。

【クアルコム】 クアルコム、篠澤でございます。御質問、ありがとうございます。こちらにつきまして、ミリ波対応端末を御利用いただき、通信サービス、特に5G対応の高速大容量、そして低遅延等のメリットを享受することができるサービスをお使いいただくという形につながっていくのかと考えてございます。そういった観点から、そのメリットを享受する、それに対する便益が割引といった形であるという形になりますと、従来の端末に対する割引と同様な資金負担という形が自然なのかとは考えてございます。以上でございます。

【新美主査】 長田さん、いかがでしょうか。ただいま2社から。

【長田構成員】 私の頭ではなかなか納得ができないんですけれども、ミリ波は今、全国どこでも使えますかと、教えていただいて、その上で、結局今の端末の値引きは全てのMNOと契約をしている方たちの通信料から賄われているということになると思いますけれども、ミリ波を使えることがかなり限られているのだとすると、全く使えないものの電波を使われる端末を購入しようとしている方にだけメリットがあるということになって、何か非常に課題が大きくなるんじゃないかと思っていますので、もう少しミリ波を普及させたいってお気持ちはよく分かるんですけれども、これまでと同じようなやり方というところは

少し考えを変えていただきたいと思います。これは意見です。

【新美主査】 これは今後とも議論しなければいけない問題ですけれども、一つは通信料の中で一般のユーザーに負担させるべきコストなのか、あるいはキャリアさんの、ある意味利益の中で技術開発のための、あるいは技術基盤の開発のための予算の中で処理するのか、そういった問題とも絡みますので、少しこれは問題提起として今後とも議論を進めていったらいいのかと思います。長田さん、取りあえずはそういう扱いをさせていただきます。

続きまして北さんどうぞ、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。2社に質問があるので順番でよろしいですかね。まず、全携協さんに質問です。8ページです。今回、白ロム割を規制したことで、型落ち端末の価格調整が難しくなるという課題は、私もこの会合で何回か指摘しました。本日、全携協さんから不良在庫のルール見直しの必要性について御要望いただきましたが、具体的にどのように見直せばいいのか、腹案があれば、御教示いただきたいと思います。

【新美主査】 一つずつ行きますかね。

【北構成員】 はい。

【新美主査】 第1の質問、では全携協さん、ただいまの質問について、どうぞお答えください。

【全携協】 お答えしたいと思います。発売日ではなく最終調達日ということですので、年に1回新機種が発売されるということになりますと、最終調達日は恐らく発売から1年後ぐらいというのが妥当な線かと。そこから24か月でございますので、発売から3年経っているということになります。3年経ちますと、価格以外で訴求して行って販売するのはなかなか難しい状況にあるのが現実でございますので、最終調達日から24か月とした場合には1円まで値引きできるというような、シンプルなルールがよいのではと考えております。

もちろん、iPhoneのように競争力の高い商品というのは、最終調達日が1年後ということではありませぬので、最終調達日がもっと先になって、それぞれの最終調達日から24か月後は1円というルールであれば、発売日からしますとかなり足の長いところで1円になってくるということでございますので、最終調達日というのは変えずに、24か月後に1円というのでいかがかと思えます。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。北さん、第1の質問はよろしいでしょうか。

【北構成員】 はい。ありがとうございます。

【新美主査】 では、第2、よろしく願いいたします。

【北構成員】 C I A Jさんへ質問です。これも8ページで、S I Mフリー市場、S I Mフリー端末という言葉が出ています。私、よく分からないんですが、量販店に行くとS I Mフリー端末コーナーがありますが、そこにはキャリアフリーで、特定のキャリア向けにカスタマイズされていないような端末が並んでいますが、そういう意味なんでしょうかね。もしそうだと、今、原則全ての端末がS I Mロック禁止となっている今、S I Mフリー端末のラインの拡充がなぜ市場の活性化につながるのかということについて、もう少し説明いただきたいと思います。

【新美主査】 それでは、C I A Jさん、今の質問についてお答えをお願いします。

【C I A J】 S I Mフリー端末ということでは先ほどおっしゃったとおりかと思えます。我々メーカーとしましては、従来のキャリアショップ等だけではなくて、S I Mフリーの市場を活性化することで、直接、ユーザーへのタッチポイントをつくるとか、新たなサービスも拡充できるのではないかと考えております。メーカーとしてはできるだけ販売の経路を増やしたいというところがありまして、今回、S I Mフリーについても対応を進めてはどうかという意見でございます。

【新美主査】 北さん、いかがでしょうか。

【北構成員】 分かりました。了解しました。

最後に、これはR M Jさんのプレゼンへの意見でございます。ネットワーク利用制限を撤廃すべきという御提案について、具体的に2022年、2023年の赤ロム化の件数を御提示いただき、大きな課題だなということを改めて認識しました。R M Jさんの御提案のとおり、債務不履行、要は割賦の踏み倒しについては、割賦契約を締結した時点で所有権が利用者に移転しているので、本来は制限をかけるべきではないと、私も思っています。ただ一方で、記憶をたどってみると、2008年ぐらいですかね、ソフトバンクショップに賊が押し入ってi P h o n eが盗まれるという事案が多発して、ソフトバンクさんがネットワーク利用制限をかけ始めて、他社も追随したというのが始まりだと記憶しています。

9ページが分かりやすいですかね、ここにあります盗難・犯罪行為への対応と不正契約への対応については、その件数がそれぞれ今どのぐらいあるのか、増えているのか減っているのか。そしてその対策として、S I Mロックが原則禁止になった今、ネットワーク利用制限をかけることによる効果がどの程度あるのか。以前、キャリア間でI M E I情報を共有したらどうかという議論もありましたが、それも実現されていないので、ほかのキャリアでは使

えてしまいますし、当然、海外に転売されたら使えてしまいます。ということで、本件をこれから検討する上では、今、私が述べたようなことについて、データ等も持って実態を把握した上で、議論すべきかと思っております。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。今のネットワーク利用制限について、債務不履行を理由とするというのは、私は少なくとも民法上の契約理論からいったら合理的な根拠がないと思っております。契約の第三者効というものは特には認められておりません。そういう観点から言って、この債務不履行を理由としたネットワーク利用制限は、場合によっては不正な行為として受け止められる可能性も高いと思います。これはまた、後ほど議論していったらいいかと思えます。

それでは大橋さんどうぞ、御発言をお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。1点だけですが、ミリ波の話で、上限を緩めたほうがいいんじゃないかという御提案があったわけですけども、これは過去、類似のこの検討会での報告書でも、高額な端末について同様の指摘がなされて、この報告書で言っていたのは、本来端末についての上限をこうした形で、自由に売られるというのが原則であるものの、公正な競争が担保されていない現状においては上限が必要であると。よって、サービスの品質がいいということをしかり消費者に訴求することによってそこを解消してほしいということ、ずっと言ってきたと思うんですけども、今回のミリ波についても同様のことが言えるのではないかと、報告書から読めばそういうふうになるんだと思うんですが、それ以外の御指摘をされているのかどうかということをお伺いできればと思います。

【新美主査】 これは事務局に聞いたほうがいいですかね。まずは事務局から、何か情報を持っていたらお答えいただきたいと思いますが。特にありませんか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。詳細情報は手元にないですが、例えば、端末の割引を変える理由とかがちゃんと説明できるべきじゃないかという御意見は、以前いただいたと認識はしております。

【新美主査】 クアルコムさんとかそちらで何か関連した情報を持ってれば、御紹介いただきたいと思いますが。CIAJさん、どうぞよろしくをお願いします。

【CIAJ】 先ほどから話が出ていますミリ波ですけども、実際、通信事業者さんの投資があまり行われていないというところがありますので、現在はミリ波が使えるエリアは限られてしまうというところがあります。私どもの資料の9ページになりますがキャリアさんのサービスごとにどういう形で、ミリ波がどこで使えるのかというのを明確化して、

エリア毎の利用の可否をもう少しユーザーに分かりやすく説明した上で、ミリ波端末を購入するということが必要ではないかと思っております。

一方、日本のSub 6、ミリ波への投資が今、あまり進んでいないところを踏まえると、端末だけ割引を増やすといっても、実際使えないということになれば意味がございません。日本の通信インフラを担うキャリアさんが次の6Gに向けたミリ波のノウハウ取得のためにも、先行投資することが重要と考えます。そこが整った上での話かと思っております。

【新美主査】 このミリ波端末をどういうふうにするのかということについて、他の産業を見てみます。例えば環境の分野なんかでは、環境に良好な技術とか製品については税制措置で税を軽減化したり、あるいは補助金を出したりしてその技術を進めるということをやっています。どうもこれは政府が絡んでやっていくべきなのかと私は聞いておりましたけれども、その辺も含めて今後、議論をしていく必要があるかと思えます。

大橋さん、よろしいでしょうか。

【大橋構成員】 結構です。

【クアルコム】 すみません、クアルコムでございます。よろしいですか。

【新美主査】 クアルコムさん、どうぞ。

【クアルコム】 申し訳ございません。私も資料50-4の3ページに少し書かせていただいておりますけれども、今回の補助金の上限規制の緩和という観点につきましては、これまで御指摘のあった点に加えてこういった補助金が提供され得ることになれば、端末の観点からもより多様な選択肢がユーザーに対して提供をされていくことになるのではないかと、そういったトリガーとしてこういった補助金規制というものが有効に機能するのではないかと、またそういったことがネットワークの投資の促進であるとか、あるいは多様なサービスの開発であるとか、そういった正のスパイラルを生み出すようなことにつながっていき、またひいては利用者にとって新たなイノベーション、新たなサービス、より品質の高いサービスといったものが享受できるようになっていく状況につながるのではないかと期待してございます。以上でございます。

【新美主査】 分かりました。ありがとうございます。

この点はかなり大きな議論をしなければいけないと思いますので、大橋さんの問題提起も含めて、みんなでさらに議論を深めていきたいと思えます。

【古田料金サービス課課長補佐】 新美先生、すみません、事務局でございます。

【新美主査】 お願いします。

【古田料金サービス課課長補佐】 1点補足させていただきますと、政府の役割も重要ではないかというような主査から御指摘もあったかと思えますけれども、総務省としましては、ミリ波などの基地局整備に関しては税や補助金なども準備しているところではございます。具体的には5G促進税制、ミリ波のインフラ整備の際には税が使えるような条件もございますし、条件不利地域にはなりますけれども、地方で5Gなどのインフラを整備する際には補助金が、条件によっては活用できるようなものもございますので、政府としても必要な対策というのはやってきたというような、インフラ整備という観点ではやってきたと考えております。

【新美主査】 私もそれは重々承知の上ですけれども、端末もインフラの一種ではないかと個人的には思っていますので、それも含められたらいいなと思っている次第です。これもまた議論を進めていきたいと思えます。政府が5Gを進めようとしていることは十分、分かっておりますので、それを前提にもうちょっと拡張したらという個人的な願望が入っておりますので、御了解ください。

それでは、続きまして大谷さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。重複してしまうので、同じような発言になってしまうんですけれども、私もネットワーク利用制限の話は改めてかなりひどい状況になっているということを再認識させられました。かねてから問題提起はいただいていたと思うんですけれども、中古端末がこれだけ普及して、より顕在化している状況にあるのではないかと考えております。

もともとネットワーク利用制限が導入された経緯についても、北構成員からの御指摘もあって少くクリアに思い出されてきたところですが、実際に債務不履行の抑止効果というのがどのぐらい期待できるのか、恐らくもう既に手放した端末についてネットワーク利用制限がかかるということは、残債がある、債務不履行に陥っている人にとっては何の痛みもないわけですので、スマホの購入者と販売店の両方にとって理不尽な負担になるだけですので、これは廃止を目指して検討していくことが必要ではないかと考えております。

その上で、ネットワーク利用制限を導入しなければ回避できないような課題というのが、どのようなものが残っているのかという観点でキャリアの皆さんに御議論いただき、何かその手だてについては別途検討することが望ましいのではないかと考えております。私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。的確な御意見をいただきました。

それでは、続きまして関口さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。その前に相田先生が先、佐藤先生が先なので、待ちます。

【新美主査】 ごめんなさい。相田先生、それからその後、佐藤先生もあって、それから関口さんですね。勘違いしていました。それでは、相田先生、どうぞ。

【相田主査代理】 相田でございます。私も大橋先生と重なるところですけども、ミリ波はというか5Gも含めて、よく鶏と卵の関係ということで、なかなか魅力的なサービスが出てこないから契約もしない、端末も買ってくれないという悪循環が現状、起きているのをどう打破するかということで、もちろん端末値引き額というのもその中で一つの候補であると思うんですけども、素朴に言って、値引きに頼るのではなくてもっと安いミリ波端末というのをつくることはできないのかというようなこともあるかと思えます。

それから、私も今、各キャリアさんのミリ波対応エリアのマップを見てみたんですけども、現状ではとても使える場所が少なく、自分のスマホがミリ波に対応していることをあまり要望できないというような状況もあるということで、せめてミリ波がどれくらい普通のSub 6と違うのかを体験できるような環境と、だから少なくともキャリアショップに行けば体感できるというような環境をつくっていただくとか、いろいろなことをやっていただくということとセットでないと、単にミリ波についての上限だけやらせてくださいというのでは、なかなか納得できないという感想を持ちました。私からは感想ということだけです。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。前から相田先生はそういう御主張をされていたのを忘れておりました。どうもありがとうございます。

続きまして、佐藤さんどうぞ、御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。ほかの先生方の意見と少し重なると思います。ミリ波あるいは5Gの普及のために何らかの産業政策を実現しようというのは理解できます。そういう産業政策については、原則、競争中立であるべきと思っていますので、必要な段階でMVNOを含めて競争事業者の意見を伺いたいと思います。

あとは感想になります。これは長田さんの発言を聞いて思ったことですが、端末の上限価格規制を緩和するという話について、例えばガソリンが上がっているのでガソリンの補助をしましょう、これは非常に利用者にとっていいことだとは思いますが、でもよく中身を見

ると、車を持っている人はメリットがあるけれども持っていない人はメリットがなくて、かつ持っていない人も補填の財源である税金を支払っているということがある。あるいはガソリン多消費型の大きな車を持っている比較的裕福な人がより多くの便益を得るということもあり得るので、何かそういう産業政策をするときには、誰がどういう形で、先ほどのお金がどう動くのかということだと思うんですが、特定の人ではなくどれだけ多い人たちがどういう便益を得るのか、そしてどういうところからお金が、誰の負担として動いてくるのか、こういったことについて議論が必要だと思いました。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。これもまた、非常に根本的な問題をコメントしていただきました。ありがとうございます。

それでは申し訳ありませんでした、関口さんどうぞ、御発言をお願いします。

【関口構成員】 いえ、とんでもないです。関口でございます。RMJさんの14ページ目の資料について実態を教えてくださいたいと思います。まず、左側のところの査定額が減額されるというところですけども、今議論になっている状況で、代金債務の残債が存在するというところで査定額が減額されるというのは、実態としてどのぐらい減額対象になるのか、あるいはどういう状態だと買取り拒否されるのかという実態を、少しお教えいただきたいと思っておりますのがまず1点です。

そしてこの査定が減額されたものについては、販売価格、売値がどのぐらい下がっているかについても、一般的な話で結構ですので、教えてくださいたいと思います。その場合には、今度は右側の赤字の一番最後の括弧で、善意の第三者にリスクを負わせる仕組みと書いてあるんですが、同じレベルの中古品端末について、販売額が査定額を反映して安くなっているということについて、知っている方は本当に善意の第三者かどうかもお教えください。

先ほど北委員から、残債が残っているキャリアじゃないところと契約をすれば使えてしまうということが実態としてあるとすると、ほかの残債のない中古品端末よりも安いことを承知の上で、いつ切れるかもしれないというのは分かった上で、安けりゃいいやと、安いうちに使ってしまえとってそれをお買いになる方が、本当に善意だろうかという点が理解できないので、ぜひ御説明お願いいたしたいと思います。以上です。

【新美主査】 それではRMJさん、どうぞお答えください。

【RMJ】 RMJの有馬でございます。御質問いただき、ありがとうございます。まず1つ目の査定額の減額や買取り拒否の実態と申しますか、事例というところでございますけれども、こちらは会員企業によってばらつきがございます。例えば、私は日本テレホンと

いう会社でこのリユースやっていますけれども、我々でいきますと2つの方針をとっております。ひとつ、買取りという形で端末を中古でそのままお持ちいただく際、回線契約とは別に、この場合でネットワーク利用制限が三角の状態ですと、買取りをお断りさせていただくという方式をとっています。

他方、回線契約があつて下取りという形、今使っていた回線端末を切り替えて、今まで使っていた端末をその場で下取りのような形で出される場合というのは、買って次の契約に移行することが目に見えて明らかということで、この場合についてはそのまま減額なく買取りをしております。我々でいきますと、買わないケースと買うケースがございますというのが一つの事例です。その他、企業様におきましては、我々も業界の動向というのをチェックする中で、三角の場合ですと半値程度の買取り額に下がりますというような表示を出している事業者もございました。こちらは事例として御紹介申し上げます。

次に、では買取り額が下がった場合に販売価格の転嫁というのはどうなるんですかという御質問でございますけれども、ここで言うと、RMJにつきましてはネットワーク利用制限三角マーク、確認サイトで三角状態のものを御販売する場合、特に条件を付さない場合につきましては原則として永久補償、もしバツになっても我々では買戻し、もしくは御返金、交換しますよといったことを義務づけられております。よって、販売額におきまして、基本的には通常の丸の製品との差額をつけずに販売している会社様と、あとは三角ということでお客様から敬遠されることを読んではいらっしゃいますので減額、大体3,000円から5,000円ほどお安く御提供されるという事例もございます。この場合は、多少安く買い取ったものを通常価格で販売して起り得るリスクに対して多少の歩積みというのを、リユースの場合、事業者側でやっている事例というのものもあるということは、読み取れるかと思えます。

最後に、安価、安く買えるからということ承知で購入されるという事例でございますけれども、こちらでいうと三角マークなので安くしていますよというような販売スタイルの会社様と、丸であれ三角であれ、購入後、何かあったら保証しますので、提供価格は変わりませんということを宣言している会社がございます、あらかじめ三角を狙って購入されている方がどれぐらいの比率であるかという点につきましては、申し訳ございません、私どもで購入動機などの実態の調査というのを行っておりませんので、把握しておりません。

もともと中古品ということで、新品と比べましたら安く買えるという観点の中では、多少なりとも先生から御指摘いただいている点がゼロではないと思うところはございますが、

それほど多いかといいますと、求めやすいという観点で購入いただいておりますので、そこに多くあるかというふうには特に考えてはいなかったところではございます。以上とさせていただきます。

【新美主査】 ありがとうございます。関口さん、よろしいでしょうか。どうぞ。

【関口構成員】 説明いただき、どうもありがとうございました。少し課題が分かったんですけども、そうするとこれは随分事業者さんによって差があるということがまず、理解できました。そうすると、このような突然スマホが利用できなくなったリスクということが、実態としてどういう事態なのかということについて、もう少し事例をしっかりと調べた上で手当てしないといけないという印象を受けました。ここについては、それ以上に今の段階ではいい知恵がないですけども、ただそのように中古販売業者さんが三角を価格に反映させているような状況があるとすると、その場合に関しては少なくとも購入者はそのようなリスクがあることを認識した上で買っているということを考えると、善意の第三者と書くことについては、私は疑問を感じると思いました。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、大谷さんから追加発言の希望がありますので、どうぞ大谷さん、御発言ください。

【大谷構成員】 どうもありがとうございます。大谷です。先ほどの佐藤先生の御発言で、さらに問題点というか、ミリ波端末に関する補助の在り方であるとか普及策についていろいろ考えさせられまして、ありがとうございます。それで、佐藤先生はガソリンの例を例えて、車を保有している人やガソリンをよく使う車を利用している人によりメリットがある、必ずしも全員に利益がないとか均等にあるわけではない制度であるという御説明をいただいて、なるほどと思ったんですけども、それでもこのガソリンの価格の差分を補助するような制度が受け入れられているというのは、ガソリンというのが物流にどうしても欠かせないものであって、例えば生活財を購入するんでも食品を購入するんでも、必ずそこにガソリンというか、物流にかかる費用として原価に原油価格が含まれているといったところがあって、それに対して一定の補助があるということが社会的に需要可能な状態になっているんだと、改めて思わされております。

そうしますとミリ波端末の普及に当たりまして、それが社会的に受容される施策になるためには、実際に利用している方だけではなく社会全体に長期的によい影響があるということが考えられるのであれば、時期に応じて必要な施策というのを段階的に講じていく

というのもあり得るのではないかと考えております。まずはミリ波が使える場所とかミリ波を使ったメリットを感じられる、利用者にとって使うことの意義を実感できる場所というのをまず増やしていただくことが一つではありますけれども、どこかで突破口になるような施策として、端末を身近に感じていただくための施策というののもあってもいいのではないかと考えております。当然、これまで多数の御発言があったように、市場をゆがめたり、特定の利用者に対して負担をかけたりというようなものにならないことは願っております。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ミリ波端末については本当に産業政策全体を通じて、あるいは政府の役割である富の再分配をどこまで期待するかという問題があるかと思っておりますので、まだまだこれから議論をさらに深めて、詰めていきたいと思っております。

ほかに発言御希望の方がいらっしゃいましたらどうぞ、御発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

どうも、本当にありがとうございます。非常に熱心な、しかも非常に意義深い議論ができたかと思っております。時間も残りあまりありませんので、この辺りで質疑応答を終了させていただければと存じます。

本日のヒアリング、今申し上げましたように非常に意義のあるものだったと思っておりますが、これだけ重要な問題、しかも根本的な問題を議論するには、まだまだ時間が十分ではなかったと思っております。そういうこともありまして、ワーキンググループとしてはさらに理解を深めるために、更なる質問を今日のスピーカーの皆さんにさせていただきたいと思っております。関係者の皆様におかれましては、その際には御協力をお願いしたいと思います。

なお構成員の皆様方には、本日のヒアリングに関して各関係者に追加の質問がある場合には、時間が非常に短くて恐縮でございますけれども、12月26日火曜日17時までに事務局までお寄せいただければと存じます。お寄せいただけたら、関係者にそれを投げかけて、御回答を得たいと考えております。どうぞ、よろしく申し上げます。

本日の議事は以上となります。それでは最後に、事務局から連絡事項などがございましたら、よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回の会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。本当に今日は熱心な御議論、ありがとうございます。これにて失礼いたします。

以上